

新型インフルエンザ対策に 関する緊急要望

滋賀県

平成21年5月27日

新型インフルエンザ対策に関する緊急要望

国内における新型インフルエンザ患者の発生と近隣府県内での感染が拡大する状況のもと、本県では、4月末から発熱相談に24時間体制で応じるとともに、感染の疑いのある人が早期に診断と治療が受けられるよう、発熱外来のある医療機関を増やすなど、県民の不安の解消に努めてまいりました。

さらに、本県における最初の感染者が5月20日に確認されて以来、県民の理解と協力のもとに学校の閉鎖、保育施設等の休業等を要請し、感染拡大の防止に努めてまいりました。

その結果、感染拡大の兆しが見られなかったことから、本日から休業等の要請を解除し、県内では、落ち着きを取り戻しつつあります。

しかしながら、県民生活と地域経済が受けた影響は大きく、この間、修学旅行をはじめとする観光客のキャンセルが相次ぎ、また、商業施設への来客も落ち込んでいます。

今後の予断を許さない状況にあって、再び、同様の事態が生じるのではないかと、県民や事業者の多くが不安を抱えております。

国におかれては、あらゆる事態を想定しつつ、下記の事項について、実効性のある新型インフルエンザ対策を早急に講じていただきますよう要望します。

記

1 病院、診療所等への支援の強化

- (1) 病院、診療所（歯科を含む）、訪問看護ステーション、調剤薬局においても感染防護服、マスク、簡易検査キットなどの消耗品が必要であり、導入経費の負担について、対応願いたい。
- (2) 発熱外来において医療従事者が感染した場合、例えば診療所の医師が病院の発熱外来を応援している際の感染への補償制度を創設されたい。
また、医療従事者が感染した場合に医療機関が被る損失に対する補償制度を創設されたい。
- (3) 冬場の発熱外来開設には、今回のような仮設テントでは不十分であり、国による支援を強化されたい。また、各医療機関における陰圧室等の整備についても支援を願いたい。
- (4) 発熱外来の設置に伴い、医師、看護師等が24時間体制で支えており、現行の診療報酬ではこれらの人件費が賄いきれず、また、交通整理、受付、患者の誘導など通常に加えた配慮が必要となることから、国による

特段の支援を願いたい。

- (5) 自衛隊や他府県のDMATの応援を求める仕組みを構築されたい。
- (6) 今後、患者が急増し、簡易検査キットの不足によって検査ができなくなる懸念されることから、医師の診断によってタミフルを投与した場合の保険適用を認められたい。
- (7) 発熱外来の運営や診療機能の維持にあたる医療従事者を確保するため、学校、保育所等の臨時休業時においても、医療従事者の児童等の受け入れ体制を確保できるよう、学校、保育所、院内保育施設等に対する支援制度の創設など、国において適切な措置を講じられたい。

2 社会経済活動の制約等に対する適切な支援

感染拡大防止という社会的要請により休業した介護保険サービス事業者、障害福祉サービス事業所等の多くから、休業補償を求める声が届いている。

国や地方自治体からの要請に基づき休校、休業等を行う私学、保育所、幼稚園、福祉施設等の運営において生じる特別な損失に対して支援制度を創設するとともに、イベント・行事の中止や集客施設の休業、事業活動の縮小等に伴う事業経営への影響や訪問自粛等による観光産業等への影響に対しても適切な支援制度を創設されたい。

3 新型インフルエンザにより影響を受けている中小企業者の資金繰り対策

昨年来厳しい経済状況が続く中、県内での新型インフルエンザの発症により、さらに事業活動を縮小せざるを得ないなどの影響があったホテル・旅館業などの観光産業、運輸・サービス業などの観光関連産業等に対し、政府系金融機関による新たな低利融資制度を創設されたい。また、併せて、現行の緊急保証制度について、ロープウェイ事業者など対象となっていない業種への対象拡大も図られたい。

4 風評被害の防止

風評被害を防止するため、新型インフルエンザの発生地域への正しい理解を促進するとともに、過度な自粛等により、経済活動等や民間のイベント・行事に過剰な対応が起きないように、引き続き国民や関係機関に対し配慮を求められたい。

5 緊急時の安全・安心の確保のための環境整備等

- (1) 学校の臨時休業時に、障害のある児童生徒で家庭での対応が困難な者に関して、休業指定地域以外の福祉施設等における緊急受け入れ（年齢や対象の障害種別にかかわらず柔軟な措置）や、家庭へのヘルパーの派遣等、緊急時に対応ができるよう、国において適切な措置を講じられたい。
- (2) 国や地方自治体からの要請に基づき学校が休業を行うにあたり、就業している保護者が必要に応じ休暇をとれる制度を整備するなど、国において適切な措置を講じられたい。
- (3) 新型インフルエンザ対策をはじめ、緊急時や臨時休業時等において、学校と生徒・保護者の間で迅速かつ確実に、一斉あるいは個別の情報の伝達ができるよう、学校情報システム等の整備を図られたい。
- (4) 大学入試や体育大会等、国民に大きな影響を及ぼすことが予想される事項について、新型インフルエンザ発生時における非常時のガイドラインを示されたい。

6 授業時間数等の弾力化

介護福祉士養成校等において、臨時休業により施設実習等が困難になった場合の必履修科目の時間数等について弾力化を図られたい。

7 国民、地方自治体等に対する正確かつ有用な情報提供の徹底

- (1) 障害者、高齢者、外国人等、情報不足になりがちな人々への情報伝達について、適切かつ迅速な情報提供が行えるような仕組みの構築を図られたい。
- (2) 新型インフルエンザに関する正しい知識、対処方法等について、子ども達の発達段階に応じた予防的な学習プログラムや教材を作成し、学校・家庭に普及・啓発されたい。

8 必要な対策に対する財政支援

- (1) 県内の新型インフルエンザの発症により、観光産業をはじめ大きな影響を受けた事業者のため、地方公共団体が行う地域経済の回復に向けての支援策に対し、特段の財政支援を講じられたい。

- (2) 体温計の購入や加湿器等の設置にかかる財政支援を講じられたい。
- (3) 海外派遣や修学旅行等の中止・延期により発生したキャンセル料等についての財政支援を講じられたい。

9 社会・経済機能の維持、感染拡大防止のための法整備等について

- (1) 懸念されているウイルスの変異や鳥インフルエンザの発生等に備えるためにも、パンデミック時に、緊急事態宣言が発せられた期間等について、許認可等の有効期間の延長や、許認可等の受理を制限することを可能とするための法整備等を検討されたい。
- (2) また、社会・経済機能維持に必要な体制を確保するため、防護キット等の装備資機材はもちろん、職員の感染防止用マスク、消毒液等を、国において一括調達のうえ、発生状況に応じ配分願いたい。

以 上

平成 21 年(2009 年)5 月 27 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子